

＼令和3年度の指定区域は春日部駅東口周辺／

かすかベンチャー 応援補助金

市内の空き店舗を利用して創業してみませんか？

春日部市では、新たな地域産業と雇用創出による地域活性化を図るため、市内の空き店舗を利用して創業を行う方・創業して5年未満の方に対し、創業の際にかかる費用の一部を補助する事業を実施します。



申請方法などの詳細は、

市HPに掲載の **かすかベンチャー応援補助金募集要項**



をご覧ください！

募集期間
5月6日(木)～
8月31日(火)17時まで
毎月末
※予算がなくなり次第
受付終了

応募要件

募集対象者

- 以下の(1)から(6)の要件をすべて満たす方
- (1)補助事業完了日までに、創業する又は創業して5年未満の中小企業者で、市が指定した区域の空き店舗に出店する方
- (2)補助事業完了日までに、春日部市の創業支援等事業計画に基づく支援を受けた、又は補助事業完了日までに受ける予定の方
- (3)補助事業完了日までに、春日部商工会議所又は庄和商工会の会員または、会員となる予定であり、かつ、該当区域の商店会の会員、又は、会員となる予定の方
- (4)市税等の滞納がない方
- (5)応募者又は法人の役員が暴力団等の反社会的勢力でなく、かつ、反社会的勢力との関係がないこと
- (6)同種の補助金を受けて創業及び出店をする方でないこと

募集対象事業

募集対象者が実施する以下の業種に該当する事業で、補助金交付決定年度内に開業又は設立を完了とする事業。

【補助対象業種】日本標準産業分類に規定する小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・その他市の商業活性化に資すると認められる事業。

- ※日本標準産業分類
- ・小売業(大分類Iのうち中分類57～60)
- ・飲食業(大分類Mのうち中分類76～77)
- ・生活関連サービス業(大分類Nのうち中分類78～79)

ただし、以下の(1)から(6)に該当する事業は対象外。

- (1)公序良俗に反する事業
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条で規定する事業
- (3)春日部市内にある他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗が空き店舗となる事業
- (4)自らの住居を兼ねて実施する事業
- (5)本人又は三親等以内の親族が所有する空き店舗を使って実施する事業
- (6)その他市長が適当でないとする事業

補助対象経費

- ・設備費(市内の店舗の開設に伴う外装工事・内容工事費用)、材料費
- ・店舗等借入費(市内の店舗等の借り入れに伴う仲介手数料)
- ・原材料費(試供品・サンプル品の制作に係る経費)
- ・広報費(販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費)

補助金の額

- ・市指定区域の中で特に指定した区域にある空き店舗への出店者
補助率1/2 補助限度額150万円
- ・かすかペビジネスプランコンテストの受賞者
(受賞した事業計画に基づき実施する事業に限る)
補助率1/2 補助限度額150万円
- ・市指定区域への出店者
補助率1/2 補助限度額100万円

事業実施スケジュール(例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補助対象者		①受付期間 5/6(木)より受付。 予算がなくなり次第、受付終了					④補助事業実施期間(イメージ) ※補助事業の完了30日以内と会計年度末のいずれか早い時期までに実績報告を完了するように事業を実施				⑤実績報告	⑦請求書提出
市			②審査 ③結果通知 ※申込み月の翌月に開催・通知								⑥確定通知	⑧補助金交付

提出方法

かすかベンチャー応援補助金募集要項に記載の提出書類一式を、商工振興課窓口へ提出してください。(直接持参のみ受付)



春日部市商工振興課 商工振興担当

問い合わせ先

TEL: 048-736-1111(内線7756) MAIL: shokou@city.kasukabe.lg.jp

住所: 春日部市中央六丁目6番地11 第3別館